

東京都立練馬高等学校同窓会（銀杏会）会則

昭和 42 年 4 月 1 日 施 行
平成 9 年 3 月 会費改正施行
平成 29 年 12 月 2 日 総会にて改正
平成 30 年 4 月 1 日 施 行

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は東京都立練馬高等学校同窓会を「銀杏会」と称し、その本部を東京都練馬区春日町 4-28-5 の同校内に置く。

第 2 条 本会の目的は、次の各項とする。

1. 会員相互の親睦及び資質向上を図る
2. 母校の発展と在校生の健全な成長に寄与する
3. 常に社会貢献の意識を持ち、母校の存在意義を高める

※ 但し、営利企業や特定の政治団体、宗教団体等への利益供与や勧誘活動は厳にこれを慎むものとする。

第 2 章 会 員

第 3 条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 東京都立練馬高等学校の卒業生
2. 特別会員 東京都立練馬高等学校の現教職員及び旧教職員
3. 名誉会員 本会及び母校の発展に功労のある人物で、理事会が推薦し、総会において承認を得た者

第 4 条 正会員は、「入会同意書」の手続きを経て、会費を納めることで正会員資格を取得する。

但し、平成 18 年度から平成 27 年度に卒業した者については、本会が休止状態にあったため、会費納入の義務を免除するものとする。

第 3 章 会 務

第 5 条 本会の事業を次の通りとする。

1. 会報、会員名簿の作成並びにその管理
2. ホームページを中心とした情報提供及び情報交換
3. 母校事業の後援
4. その他、本会の目的達成に必要とされる事業

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く

会長、副会長、理事、会計、書記、会計監査、顧問。

学校側から名誉会長、名誉副会長。

- 第 7 条 東京都立練馬高等学校現職校長を名誉会長に推す。また、同校現副校長を名誉副会長に推す。
歴代会長を顧問に推す。

第 5 章 総 会

- 第 8 条 会長は（原則的に）毎年 11 月頃の土曜日に定期総会を開かなければならない。平成 30 年度以降、当分の間、総会の招集方法としては、ホームページで発信し、郵便往復はがき等は使用しないこととする。

- 第 9 条 総会は次の事項を承認する。

1. 予算、決算、会務の報告
2. 会計監査の報告
3. 会長及び会計監査の任命及び役員、名誉会員の承認
4. その他、動議などの必要事項

- 第 10 条 理事会が必要と認めたとき、または正会員 100 名以上の署名による請求があったとき、会長は臨時総会を開かなければならない。

第 6 章 幹 事

- 第 11 条 本会は各期の幹事をもって幹事会を組織することができる。

- 第 12 条 幹事はクラス毎に、卒業時に 2 名選出し、各期で適宜改選する。改選後は直ちに本会理事会に報告する。

- 第 13 条 幹事会の職務は次の通りとする。

1. 本会との連絡、調整に当たる。
2. 幹事の中から理事を理事会に推薦することができる。

第 7 章 理 事 会

- 第 14 条 本会に理事を置き、本会の意志決定並びに執行機関とする。

- 第 15 条 理事会は会長、理事をもって組織する。

- 第 16 条 理事は本会則第 13 条第 2 項も含め、現理事会が推薦し、総会において承認されなければならない。

- 第 17 条 理事会は理事の中から会長の指名により、副会長 1 名、書記 2 名、会計 2 名を委嘱する。

- 第 18 条 定期理事会は 4 月に会長がこれを召集する。会長が臨時理事会を必要としたとき、会長はこれを召集することができる。
理事 3 名以上の要求があったとき、会長は臨時理事会を開かなければならない。

- 第 19 条 理事会は出席理事の過半数をもって議決する。同数となった場合は会長決裁とする。
- 第 20 条 理事会の議長は会長がこれに当たる。
- 第 21 条 理事会は必要に応じて特別委員会を設置し、案件を諮問することができる。
- 第 22 条 理事会の職務は次の通りとする。
1. 会長及び会計監査の選出並びに顧問の委嘱
 2. 予算案の作成
 3. 会則の改正及び改選
 4. その他本会の目的達成のために必要な事業の審議
- 第 23 条 理事会を構成する役員の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。
- 第 24 条 会長は、理事会の運営を妨げる行為をしたとみなされる理事に対して、理事会の議決の結果を勘案して理事会から除名することができる。

第 8 章 会 計

- 第 25 条 本会の経費は、正会員の会費及びその他の収入をもってこれに充てる。また、事業運営上必要なときは、理事会で決定した上で、会長名で寄付を募ることができる。
- 第 26 条 金銭出納並びに管理は会計理事が当たる。
- 第 27 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に開始、翌年 3 月 31 日に締めとする。会計理事は、総会において予算案の説明と決算報告をする。

第 9 章 会 計 監 査

- 第 28 条 会計監査は毎年 1 回、本会会計を監査する。また、総会において監査報告をする。
- 第 29 条 会計監査の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。

第 10 章 付 則

- 第 30 条 本会会則に関する細則は理事会がこれを定めることができる。
- 第 31 条 本会会則は昭和 42 年 4 月 1 日をもって発効する。
- 第 32 条 正会員の会費については 1997 年度生より 3,600 円とする。
(1997 年 5 月 17 日、PTA 総会でも承認済み)
- 第 33 条 会則改正、平成 29 年 12 月 2 日 (総会にて決定)。改正された会則は平成 30 年 4 月 1 日をもって発効する。